

令和元年 第11回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和元年11月25日(月)

令和元年 第11回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和元年11月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	○	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	○
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	○	—	岩田 弘一	○
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和元年第11回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号9番 松本 保夫 委員 議席番号10番 根岸 好行 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>橋爪一松 委員</p>	<p>日程第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、1,921㎡、青地であり、地目は田んぼ、受人の居住地から申請地までは約1,600m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は117,380㎡、うち自作が21,955㎡、借受地が95,425㎡でございます。従農者数は3人、機械に関してはトラクター5台、コンバイン2台、田植機1台、トラック2台を所有し、作付品目は米麦、野菜とのことです。譲受人は31歳の専業農家であり、経営規模拡大の為申請となりました。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p> <p>1番について</p>

<p>日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。今月は通常案件2件、一時転用1件になります。</p> <p>1番ですが、借人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。夫婦になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△の△ 外1筆、計634㎡、地目は畑、権利内容は使用貸借権20年の設定、転用目的は長屋住宅、借人の職業は農業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第2種農地です。宅地に接続しています。申請地周辺には、保育園や中学校、また商業施設等も近くにあり需要がみこまれるため、申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、譲渡人 千葉県市川市〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇△△△ 65㎡、西南の宅地252㎡と合わせて317㎡の1帯利用になります。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は自営業、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地です。宅地に接続しています。県道の新設工事に伴い、既存の住宅が道路用地にかかるため、申請地に住宅を建設するため、申請するものです。</p> <p>3番ですが、賃貸人 上里町大字〇〇△の△の△ 〇〇〇〇、賃借人 群馬県高崎市〇〇△△△ 〇〇 〇</p>

		○です。土地の所在は大字○○△△△外2筆 合計2, 788㎡、地目は畑、権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の青字になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	橋爪 一松 委員	1番について 周りが全部住宅で問題ありません。
	黒澤 順子 委員	2番について 現在更地になっていて問題ありません。
	清水 晴保 委員	3番について 今回の場所は、現在砂利採取している場所から100m～150mの距離です。道路についてですが、工事車両は大光寺の前の道を一旦通りますが、その道は通勤で大変混みます。特に朝8時位までは混雑するため○○○と協議しました。通勤の時間帯は砂利採取しない。そこは通らない。通学にも使う道路のため、迂回して通り、通勤通学の迷惑にならないと協議しました。問題のないように役場や我々と注意しながら、区長とも協力しながら見ていく。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～

その他	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	その他について事務局より説明をお願いします。
	事 務 局	<p>農業委員会の綱紀粛清について通知をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては今年〇〇等の農業委員会において、委員さん及び職員の不祥事があった件でございます。それに伴いまして、改めまして農業委員さん等が公正な職務の遂行に努め、更なる綱紀粛正を図っていただきます様、国のほうから通知がありましたのでお願いいたします。</p>
	会 長 代 理	<p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>
[閉 会]		

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和元年11月25日

議 長

印

(松本 保夫 委員)

署 名 人

印

(根岸 好行 委員)

署 名 人

印